

日田市道路管理包括的民間委託導入可能性調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、日田市道路管理包括的民間委託導入可能性調査業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関し必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

日田市道路管理包括的民間委託導入可能性調査業務

(2) 業務内容

別添「日田市道路管理包括的民間委託導入可能性調査業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月25日（木）まで

(4) 提案上限額

16,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加する者は、審査基準日において、次に掲げる各号に示した要件を満たした単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。

(1) 単独企業及び共同企業体構成員の共通の資格要件

ア 日田市競争入札参加資格審査申請書提出要領「コンサルタント業者」

で、次のいずれかの登録企業で参加資格の認定を受けている者であること。

- ・「土木」で登録している者。
- ・「測量」で登録している者。

イ 令和8年度日田市公共工事建設業者等指名参加資格を有する者で、大分県内に本店又は営業所（支店、事業所）があること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

オ 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、日田市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であるこ

と。

カ 民事執行法に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

キ 「日田市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領」及び「日田市物品供給契約に係る指名競争入札参加資格を有する者に対する指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていない者であること。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

ケ 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 単独企業の資格要件

ア 企業として、過去10年間の間に、地方自治体（市町村）が発注した「道路維持管理に関する包括的民間委託」の可能性調査または発注支援業務を元請として履行実績を有する者。

イ 配置予定技術者

管理技術者および照査技術者は業務の円滑な推進を図るため十分な経験と資格を有する技術者を選任すること。

① 管理技術者

※ 1) または 2) の資格保有者かつ 3) の業務経験を有する者。

- 1) 技術士（総合技術管理部門または建設部門）の資格保有者
- 2) RCCM（道路）の資格保有者
- 3) 同種業務実績（過去10年間の間に、地方自治体（市町村）が発注した「道路維持管理に関する包括的民間委託」の可能性調査または発注支援業務の業務経験。）

② 照査技術者

- 1) 技術士（総合技術管理部門または建設部門）の資格保有者

(3) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体の結成要件は、次のとおりとする。

(ア) 共同企業体が複数の企業により自主的に結成されたものであること。

(イ) 共同企業体の代表者は、出資比率が最大であること。

(ウ) 各構成員が、本業務において参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の代表者を公募型プロポーザルに参加する代表者としてすること。

ウ 共同企業体として(2)の要件を全て満たすこと。

(4) 審査基準日

参加資格要件の審査基準日は、参加表明資料の提出締切日とする。ただし、契約締結日までの期間において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格を無効とする。

4. 実施スケジュール

公募型プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。また、都合により日程を変更する場合がある。

項目	日程	備考
公募開始	令和8年9月1日（火）	公告及びホームページ
質問の受付期間	令和8年9月9日（水） 午後5時まで	電子メール
質問の回答期限	令和8年9月11日（金）	ホームページ（電子メールにて 順次回答）
参加表明資料の提出締切	令和8年9月8日（火） 午後5時まで（必着）	郵送又は持参
参加資格審査の結果通知 （1次審査結果通知）	令和8年9月11日（金）	電子メール及び郵送
企画提案資料の提出締切	令和8年9月18日（金） 午後5時まで（必着）	郵送（特定記録郵便）又は持参
2次審査（プレゼンテーション）	令和8年10月7日（水）	
契約候補者の決定・審査の結果通知	10月9日（金）	ホームページ及び郵送
契約締結	10月15日（木）	

5. 参加表明資料の提出

公募型プロポーザルに参加しようとする者は、以下により必要書類を提出すること。なお、様式は、本市ホームページ
(<https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/34/17943.html>)からダウンロードすること。

(1) 提出書類

区分	書類名	提出部数
参加表明資料	参加表明書（様式1）	正本1部
	会社概要調書（様式2）	正本1部
	企業の業務実績調書（様式3）	正本1部
	配置予定技術者調書（様式4）	正本1部
	共同企業体の場合は協定書の写し	正本1部

※共同企業体の場合、様式2及び様式3は企業ごとに作成し、企業名を明記すること。

(2) 提出方法

提出方法は、郵送又は持参とする。なお、郵送の場合は、提出期間中に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(3) 提出先

提出先は、14に記載の担当部署とする。

(4) 提出期間

提出期間は、令和8年9月1日（火）～令和8年9月8日（火）午後5時まで（必着）とする。

なお、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までに提出すること。

※書類の不備による再提出及び修正を含む。

6. 参加資格審査の結果通知

参加資格審査の結果については、令和8年9月11日（金）に電子メール及び郵送にて通知する。なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

7. 企画提案資料の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた者は、次により書類を作成の上、提出するものとする。なお、提案は各者1案とする。

(1) 提出書類

区分	書類名	提出部数
企画提案資料	企画提案書（様式任意）	正本 1 部、副本 9 部
	参考見積書（様式 5）	正本 1 部
	参考見積内訳書（様式任意）	正本 1 部
	プレゼンテーション出席者名簿 （様式任意）	正本 1 部

※企業名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるものを一切記載しないこと。

(2) 書類作成の留意事項

企画提案書の様式は任意とするが、仕様書の内容を踏まえ、次の区分に従い、考え方や提案を記載すること。

区分			
1	業務実績に関すること	(1) 業務実績	様式 3 に記載の実績の中から、今回の業務にもっとも類似する業務について詳細を記載してください。また、道路に関する日田市発注業務（設計・測量・点検等）の実績を記載してください。（複数業務記載可）
2	業務計画に関すること	(1) 実施方針	本業務の目的や背景に関する理解、実施方針に関して記載してください。
		(2) 工程計画	本業務の実施スケジュール、また、スケジュールの効率性・実効性をどのように確保するか記載してください。
		(3) 実施体制	本業務を実施するための人員・体制について記載してください。また、具体的な作業分担を記載してください。
3	特定テーマ	(1) 日田市におけるモデル事業スキームの具体的な検討方法及び課題	本業務を実施するために、それぞれの特定テーマについて記載してください。
		(2) サウンディング調査の具体的な実施方法	

- ア 用紙は、原則 A 4 両面使用とする（縦横指定なし・2 アップ不可）。ただし、図面等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。
- イ 企画提案書の枚数は、表紙及び目次を除き 10 枚以内とする。（ただし、参考見積書及び参考見積内訳書の枚数は別とする。）
- ウ ページ番号は、表紙及び目次を除き通し番号とし、各ページの下部に印字のこと。
- エ 記載内容については、文書または図等で簡潔、明瞭に表現すること（専門用語を多用せず、平易な表現とする）。また、文字は注記等を除き、原則として 11ポイント程度以上の大きさとする。
- オ 参考見積内訳書は、本業務に要する経費について、仕様書による各業務及び提案内容に基づき、適正に積算すること。なお、積算にあたっては、提案項目ごとの直接経費、提案項目に共通して生じる経費及び消費税等を記載し、各積算項目の内容についても記載すること。
- カ 参考見積書（様式 5）は、本業務に要するすべての経費を見積もった上で記載すること。なお、見積金額は、参考見積内訳書の消費税及び地方消費税を含む合計金額と一致すること。

（３）提出方法

提出方法は、郵送又は持参とし、郵送の場合は特定記録郵便とする。
郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

（４）提出先

提出先は、14 に記載の担当部署とする。

（５）提出期間

提出期間は、令和 8 年 9 月 11 日（金）～令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 5 時まで（必着）とする。

なお、閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までに提出すること。

※書類の不備による再提出及び修正を含む。

8. 質問の受付及び回答

質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

（１）質問の方法

質問書（様式 6）に内容を簡潔にまとめて記載し、件名を「日田市道路管理包括的民間委託導入可能性調査業務に関する質問」と明記の上、電子メールに

より提出し、本市の担当部署へ電話により受信の確認を行うこと。なお、質問内容は、資料作成のみに関するものとし、審査に関するものは受け付けない。また、電話、口頭等による質問は受け付けない。

(2) 質問の受付期間

質問の受付期間は、令和8年9月1日（火）～令和8年9月9日（水）午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年9月11日（金）までにホームページにて回答し、参加表明書（様式1）に関する質問に対しての回答は、質問者に対し回答する。また、企画提案書に関する質問に対しての回答は、参加意向申出書を提出した全ての者に回答する。

9. 辞退

参加表明資料を提出した後に、提案を辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。なお、参加表明資料の提出期限後から契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合についても同様式を提出するものとする。

10. 契約候補者の選定方法等

(1) 審査委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定するため、日田市職員で組織する「日田市道路管理包括的民間委託導入可能性調査業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

ア 審査委員会は、各提案者から提出された企画提案資料をもとに、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、審査基準の合計点が最も高い提案者を契約候補者として選定する。

※応募者多数の場合は、一次審査（書類審査）を行い、5社程度選定するものとする。結果については、全応募者にメール及び文書にて通知するものとする。

イ 審査基準の合計点が最も高い提案者が2者以上ある場合は、審査項目の「仕様書に定める業務の実施方法に関すること」の得点が最も高い者を契約候補者とする。

ウ すべての提案者の得点が、審査基準における最低基準点（配点の上限点（満点）に審査員数を乗じた配点合計の60％）に満たない場合は、必要に応じ参加

資格等を変更し、再度公募を行うものとする。

エ 提案者が1者の場合であっても当該審査は実施するものとし、最低基準点を満たす場合は契約候補者として選定する。

(3) 審査の観点

審査は、企画提案資料の内容に基づき、別紙の審査基準により行う。

(4) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、次のとおり行うものとし、非公開とする。

ア 開催日

令和8年10月7日（水）

イ 開催場所

日田市役所庁議室（本庁4階）

※控室…401会議室

ウ プレゼンテーションへの出席者

本業務を担当予定の責任者は必ず出席することとし、プレゼンテーションに関する全体を進行すること。また、出席人数は3名以内とする。

エ 審査方法

(ア) プレゼンテーションは、自由形式により企画提案書の説明と表現を補足する追加説明を行うものとし、その後、審査委員会の委員によるヒアリングを実施する。

(イ) 時間は1者につき35分程度とし、説明時間を20分、ヒアリング（質疑応答）は15分程度を目途に実施する。

(ウ) プレゼンテーションに必要な機器（パソコン等）は、提案者が準備するものとする。（通信回線は利用不可）

なお、大型モニター及びHDMIケーブルは、日田市が準備する。

(エ) プレゼンテーションの実施順は、企画提案資料の受付順とする。ただし、提出書類の再提出があった場合は、再提出時を受付順とする。

11. 審査の結果通知

(1) 審査結果は、プレゼンテーションを行った全ての提案者に郵送にて通知するとともに、日田市ホームページにて公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

(2) 候補者選定委員会による選考は非公開とする。なお、選定結果及び内容に関

する質疑や異議申立てについては一切受け付けないものとする。

1 2. 契約の締結

(1) 市は、契約候補者と提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、日田市契約規則に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。

(2) 契約候補者が以下に該当する場合は、審査委員会による審査において最低基準点を満たした提案者のうち、得点が上位であった者から順に本契約の協議を行うものとする。

ア 協議が整わない場合

イ 審査後に参加資格要件を満たさなくなった場合

ウ その他の理由により契約の締結が不可能となった場合

1 3. 留意事項

(1) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 参考見積書の金額が2. (4) の提案上限額を超えた場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席したとき

カ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(2) 企画提案書の著作権については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、公募型プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案資料の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 市は、本業務の公募型プロポーザルに関し、提出された書類を契約候補者の選定以外の目的には無断で使用しない。

(4) 各提案者は、本業務の公募型プロポーザルに関し、本市から受領又は閲覧し

た資料を本市の了解なく公表又は使用してはならない。

- (5) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果発生した責任は、各提案者が負う。
- (6) 本業務の公募型プロポーザルに係る一切の費用は、全て各提案者の負担とする。
- (7) 本市が提示する資料、実施要領に関する質問の回答書等は、本実施要領と一体をなすものとする。
- (8) 本実施要領に定めのない事項については、協議のうえ決定する。

1 4. 担当部署

本業務の公募型プロポーザル実務担当は、次のとおりとする。

〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

日田市土木建築部 都市整備課 地域整備係

電話：0973-22-8325（直通）

E-mail：toshi@city.hita.lg.jp

(別紙) 審査基準

審査項目		審査基準（評価の視点）	配点
企業評価	企業としての 業務実績件数	同種業務（「道路維持管理に関する包括的民間委託」の可能性調査または発注支援業務）の実績及び道路に関する日田市発注業務（設計・測量・点検等）の実績を評価する。	20
配置予定 技術者の 経験及び 能力	管理技術者	管理技術者の保有資格を評価する。	5
	照査技術者	照査技術者の保有資格を評価する。	5
企画提案	実施方針	業務目的の理解、業務の実施方針について評価する。	10
	工程計画	業務を円滑に執行する工程であるか評価する。	5

	特定テーマ 1	日田市におけるモデル事業スキームの具体的な検討方法及び課題について評価する。	35
	特定テーマ 2	サウンディング調査の具体的な実施方法について評価する。	
提案価格	参考見積金額	見積額が妥当であるか評価する。	5
総合評価	総合評価	企画提案、提案価格、プレゼンテーションなどを総合的に評価する。	15
合計 100 点満点			